

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

「四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」を踏まえ制定していますが、今般、待機児童対策として、全国的に保育の受け皿拡大を進めている状況下で、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、国において保育士が行う業務について要件を一定程度緩和し、保育の担い手の裾野を拓げながら保育士の勤務環境の改善を図ることを目的として、保育士の配置基準の一部について弾力的運用を可能とするため国の省令が改正されたことに伴い、本市においても国に準じ条例を改正するものです。

また、建築基準法施行令（昭和25年第338号）が改正され特別避難階段に関する規定が整理されたことに伴い、併せて条例改正を行うものです。

2. 改正の概要

小規模保育事業A型及び事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。）を行う事業所における保育士の数について、国の改正に併せ、待機児童を解消し、受入拡大が一段落するまでの間、次の特例を設けます。

(1) 朝夕の保育士配置の要件弾力化

保育士を2人以上配置することが条例上求められているところですが、乳児又は幼児の年齢別の配置基準を超えて保育士を配置している時間帯に限って、保育士のうち1人を子育て支援員研修を修了した者等をもって代えることを可能とします。

(2) 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

必要保育士数の3分の1を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を保育士に代えて活用可能とします。

(3) 研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化

11時間開所で保育士一人あたり最長8時間労働としていること等により、条例上必要となる保育士に追加して雇い入れることが必要となる保育士について、子育て支援員研修を修了した者をもって代えることを可能とします。

3. 改正（案）

条例の改正案につきましては、別紙「四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表」をご参照ください。